1 公共調達委員会における改善の取組

Plan (計画)

- 公共調達委員会において、 調達手続き開始前に所要 の改善・指導を行い、公 共調達の手続きの適正性 及び競争性の確保に努め る。
- 前回の調達が一者応札で あった案件は、更なる課 題がないかを含め審査を 行うことにより、一者応 札の改善に注力する。
- 随意契約理由の精査及び 価格の妥当性の審査を行 い、競争入札への移行又 は契約金額の削減を図る。

Do (取組の状況)

- 調達案件の競争性の確保や 調達手続の妥当性等につい て、外部有識者等による事 前審査を実施。
 - ・審査件数:283件
 - ・指摘件数:164件

(主な指摘事項)

- ●透明性、競争性を高めるための措置:192件
- ●仕様の見直し:77件
- ●発注単位の見直し:41件
- 競争性の阻害要因の 改善: 35件
- 前回一者応札等の要因分析 及び対応方針の策定。
- 契約締結の進捗状況について確認等を実施。

Check(取組の効果)

- 指摘事項を調達に反映することにより、調達コストの改善及び質の向上が確保された。
 - ●随意契約から一般競争へ移行
 - · 3件 ▲27百万円
 - ●随意契約から一般競争 (総合評価落札方式)へ移行
 - · 2件 ▲73百万円
 - ●前回1者応札等から改善
 - ・11件 ▲131百万円
 - ●公募実施後、価格交渉を 含む随意契約へ移行
 - · 2件 ▲ 2百万円

Action(今後の対応)

- ・ 一部の調達要求部局において、調達の透明性、競争性の確保にかかる認識不足が確認されたことを踏まえ、引き続き調達のコスト改善及び調達の質の向上を図る。
- ・「情報システム」及び 「その他役務」における 一者応札の改善難易度が 高いことが確認されたた め、ノウハウを蓄積しつ つ、個別調達の内容に応 じた改善策を検討する。

2 公共調達中央監視委員会における改善の取組

Plan(計画)

- ・ 公共調達中央監視委員会 において、調達について の事後審査を行い、同委 員会の意見及び提言を次 回の調達又は類似の調達 に反映する。
- 公共調達委員会において 改善措置を講ずることが 指摘された案件について、 当該指摘がどのように反 映されたかを含め審査を 行う。
- 公共調達中央監視委員会 の意見及び提言を体系的 に整理し、共有すること で他の調達の改善を図り、 省全体の調達の質の向上 を図る。

Do (取組の状況)

- ・ 公共調達委員会の指摘事 項がどのように反映され たかを含め事後審査を実 施。
 - ・審査件数:502件
 - · 審議件数: 17件
 - ※審査件数のうち、委員会で抽出 して審議したもの

(主な審議内容)

- ●一般競争参加資格等の設定理由及び経緯
- ●随意契約とした理由
- ●予定価格の設定
- ●再委託の状況
- ●公示内容、企画書募集要領、 参加者数等の状況、契約相 手方が独法である場合の調 達事務の適正性

Check (取組の効果)

- ・ 次回の調達に向けて、 「1者応札を改善するため広く声がけを行うこと」、「適正な予定価格 作成のため参考見積と実 勢単価との比較検証を行うこと」等を指導。
- ・ 同委員会の意見及び提言 を体系的に整理し、共有 することを目指し、その 準備を行った。

Action(今後の対応)

- ・ 一部の調達要求部局において、1者応札を改善するための対応、予定価格の設定方法にかかる認識不足等が確認されたことを踏まえ、引き続き調達コストの改善及び調達の質の向上を図る。
- ・ 調達改善のためのノウハ ウが省全体に浸透しきれ ていないことを踏まえ、 より実践的なノウハウを 共有することで調達改善 に向けた取り組みの定着 を図る。

3 会計監査・会計指導における改善の取組

Plan (計画)

- 公共調達委員会の審査対象外である小規模な調達についても個別に調達指導を行う。
- 一者応札となった調達案件について点検・要因分析を行った上で、調達方法の工夫、調達内容、仕様等の改善を指導する。
- 随意契約理由の妥当性及び計画的な調達による一括調達の可否などを点検し、可能な限り一般競争入札への移行を指導する。

Do (取組の状況)

- 会計事務監査指導・会計 指導を、25の施設等機関 に実施。
- 調達担当職員に対する競争性阻害要因の分析や予定価格の妥当性等に係る指導について197件のフォローアップを行った。

(指導内容)

- ●予定価格の妥当性:81件
- ●競争性阻害要因の 分析:29件
- ●より競争性の高い契約形態 への移行:13件
- ●調達数量の妥当性: 3件
- ●競争性を高めるための 措置: 2件 等

Check (取組の効果)

- ・ 公共調達委員会から周知されている一者応札の改善のための対応方法やチェックリスト等を用い、取り組みが不足している案件について個別に改善指導を行った。
- 指導の結果、以下の効果 が得られた。
 - ・一者応札の改善
 - : 14件
 - ・競争性の確保
 - : 1件
 - ・削減効果
 - : 74件▲151百万円

Action(今後の対応)

・ 一部の施設等機関等において、調達の適正性、透明性、経済性の確保にかかる認識が不足していることが確認されたことを踏まえ、令和6年度の指導内容について、どのように改善されたかフォローアップを行う。

4 調達事務のデジタル化の推進

Plan (計画)

- 令和7年度においては前年度の電子入札・電子契約率を上回り、令和9年度までに政府目標を達成するよう取り組む。
- 原則として、全ての入札 公告を電子調達システム にて実施することとする。

Do (取組の状況)

- ・ 入札公告や調達仕様書等の 資料掲載について、原則、 調達ポータルに掲載することを省内ルールとし、省内 の電子調達の推進を実施した。
- ・ 調達ポータルへの資料掲載 に当たっては、事業者に対 し、予め電子入札・電子契 約のメリットを周知する等、 電子調達の普及に努めると ともに、事業者の事務負担 軽減に努めた。
- 落札者が電子応札だった場合は、原則電子での契約に努めた。

Check (取組の効果)

- ・ 令和7年度上半期末における結果は以下のとおり。
 - 電子応札率
 - **→72.4%**
 - 電子契約率
 - →97.3%

Action (今後の対応)

・ 事業者側のメリットについて丁寧に周知・広報等を行いつつ、省内におけるマニュアル等を整備・共有することで電子入札及び電子契約を更に推進する。

5 その他の取組

取組の概要

調達担当職員の 意識改革・能力 向上

契約に反する再 委託の防止

・ 会計事務が適正に行われるよう、意識の向上を図るため、令和7年5月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修(eラーニング)を実施した。

取組の効果

契約に反する再委託等が行われていないか、確認を行うため、これまでに契約実績の無い業者と初めて契約を締結することになった場合など必要に応じて、業者への立入調査の実施に努め、適正な履行の確保を図った。

クレジットカー ド決済

- クレジットカード払いに移行した水道料金(平成25年度から)について、引き続き利用。
- ETCカードについては引き続き利用。

汎用的な物品・ 役務の調達(本 省分)

- 関係省庁で共同調達を実施(対象:事務用消耗品等7品目)。
- 関係省庁との一括調達に伴う予定数量等の増加(スケールメリット)によりコストを削減した。

6 令和7年度上半期 厚生労働省調達改善計画の取組による削減効果等

取組の概要	取組の内容	削減効果	
		件数等	金額
公共調達委員会 等における改善 の取組	随意契約から一般競争へ移行	3件	27百万円
	随意契約から一般競争(総合評価落札 方式)へ移行	2件	73百万円
	前年度一者応札から複数応札へ改善	11件	131百万円
	交渉による価格減少	2件	2百万円
専門の職員による調達指導	前年度一者応札から複数応札へ改善等	74件	151百万円
合計			384百万円